

三田市民病院看護学生修学資金貸与条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (資格)</p> <p>第2条 修学資金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、学校又は養成所等を卒業後病院において看護職員として勤務する意思を有する者とする。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定する学校又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、<u>厚生労働大臣</u>が指定する助産師養成所に在学する者</p> <p>(2) 法第21条の規定に基づき、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定する学校又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、<u>厚生労働大臣</u>が指定する看護師養成所に在学する者</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (資格)</p> <p>第2条 修学資金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、学校又は養成所等を卒業後病院において看護職員として勤務する意思を有する者とする。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定する学校又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、<u>都道府県知事</u>が指定する助産師養成所に在学する者</p> <p>(2) 法第21条の規定に基づき、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定する学校又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、<u>都道府県知事</u>が指定する看護師養成所に在学する者</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>